

# 第5回盛岡市・玉山村合併協議会

## 会 議 録

盛岡市・玉山村合併協議会事務局

# 第5回盛岡市・玉山村合併協議会

日時 平成17年1月20日(木)午後2時

場所 盛岡市都南分庁舎 研修室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 事

#### (1) 協議事項

- 協議第53号 一部事務組合等の取扱いについて(協定項目14)
- 協議第54号 使用料、手数料等の取扱いについて(協定項目15)
- 協議第55号 公共的団体等の取扱いについて(協定項目16)
- 協議第56号 補助金、交付金等の取扱いについて(協定項目17)
- 協議第57号 消防団の取扱いについて(協定項目22)
- 協議第58号 衛生事業について(協定項目25 - 10)
- 協議第59号 コミュニティ施策について(協定項目25 - 29)
- 協議第60号 新市建設計画の作成に係る県との事前協議について
- 協議第61号 新市建設計画の作成に係るパブリックコメントの実施について
- 協議第62号 議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目6)
- 協議第63号 地域自治制度の取扱いについて(協定項目10)
- 協議第64号 事務組織及び機構の取扱いについて(協定項目13)

#### (追加提案)

- 協議第65号 新市建設計画の財政計画の修正について

#### (2) その他

### 4 閉 会

## 1 開 会

司会（沼田事務局次長） 定刻となりましたので、ただいまから第5回盛岡市・玉山村合併協議会を開会させていただきます。

本日は、協議会委員28名のうち27名の出席となっており、定足数であります3分の2を満たしておりますので、本日の会議は成立となります。

あらかじめ皆様をお願い申し上げますが、会議録作成の関係から、質疑につきましてはマイクをお使いいただきますようよろしくお願いいたします。また、テレビカメラ等による会場内での取材は、会長あいさつまでとします。会議に入りました以降、撮影を含めまして報道席の方でよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

## 2 会長あいさつ

司会 初めに、会長の谷藤裕明盛岡市長があいさつ申し上げます。

谷藤会長 一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、第5回を迎えました盛岡市・玉山村合併協議会の開会に当たりまして、ごあいさつ申し上げさせていただきたいと思っております。

本日は、委員の皆様方には、何かとお忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

去る13日には岩手県市町村課の野本総括課長さんに講師をお願いいたしまして、市町村合併講演会を開催させていただいたところでございます。当日は、住民の皆様を初め、協議会の委員の皆様にも多数ご参加いただきまして、おかげさまで成功裏に終えることができたものと存じております。ご出席いただきました皆様方に、改めて、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

さて、合併協議会も今回で5回目を迎え、前回の協議会では、新市の名称や新市の事務所の位置、各種事務事業の取扱いなど23項目についてご協議をいただいたところでございますが、これまで委員の皆様のご熱心なご議論とご協力により、60項目の協定項目のうち46項目についてご了承いただいております。

本日の会議では、議員の定数及び任期の取扱い、地域自治制度の取扱い、事務組織及び機構の取扱いなど10項目の調整の方向についてご協議申し上げます。

た、新市のまちづくりのマスタープランとなります新市建設計画案につきましては、財政計画についてご提案いたしますので、ご意見をちょうだいしたいと思っております。本日の会議での協議を踏まえまして、県との事前協議を進めてまいりますとともに、計画案について広く住民の皆様からご意見をいただくため、パブリックコメントの実施につきましても提案させていただくものでございます。

本日の会議におきましても、委員の皆様の活発なご議論をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 議 事

司会 会議に入る前に資料の確認をお願いいたします。

本日の協議会資料は、事前に配付済みの資料のほかに、本日の配付資料として、次第、そして別冊議案資料として議員の定数等について、地域自治制度について、事務組織について、そして新市建設計画主要事業総括表、座席表が配付されております。よろしいでしょうか。

それでは、会議に移りたいと思いますので、会長、よろしくお願いいたします。

谷藤会長 それでは、最初に、本日の会議録署名人を指名させていただきます。

盛岡市の斎藤育夫委員と玉山村の佐藤登委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の協議日程についてでございますが、初めに、協議事項の協議第53号 一部事務組合等の取扱いから協議第61号 新市建設計画の作成に係るパブリックコメントの実施についてを協議いただき、少し休憩をとりましてから、協議第62号 議員の定数及び任期の取扱いから協議第64号 事務組織及び機構の取扱いについてまでを協議していただく予定でございます。

#### (1) 協議事項

谷藤会長 それでは、協議事項に入ります。

まず、協議第53号 一部事務組合等の取扱いについて、事務局より説明願います。

藤原事務局次長 それでは、ご説明させていただきます。お手元の資料の1ページでございます。

協議第53号 一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

1、盛岡地区広域行政事務組合、岩手県市町村総合事務組合及び岩手県自治会館管理組合については、玉山村は、合併の日の前日をもって脱退する。

2、盛岡北部行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、玉山村分の介護保険事務については合併の日から平成17年度末までの間は当該組合へ委託し、し尿処理については合併の日から盛岡市として加入する。

3、岩手・玉山環境組合については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日から盛岡市として加入する。

4、盛岡地区衛生処理組合、紫波、稗貫衛生処理組合、盛岡・紫波地区環境施設組合、矢櫃山造林一部事務組合及び盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合については、現行どおりとする。

ということでご提案申し上げます。

それでは、2ページの資料をごらんいただきたいと思います。

この一部事務組合等の取扱いでは、盛岡市、玉山村それぞれ10の一部事務組合に加入しております。基本的には、合併後も加入して事務の共同処理をするという方向でございます。

2ページ目でございますが、盛岡地区広域行政事務組合、岩手県市町村総合事務組合。これは、それぞれ両市村加入している組合でございますが、玉山村の方は、編入合併の関係で、法人格の関係もございまして、合併の日の前日をもって脱退するという方向になるものでございます。

それから、3ページ目、盛岡北部行政事務組合でございますが、介護保険について玉山村は共同事務処理になっておりますが、合併後は市のシステムになるということなので、この部分については一部事務組合から抜けるという形になります。し尿処理については、合併後も玉山村の区域についてはこの北部行政事務組合が担当するということなので、合併の日から新市がこの組合に加入するという調整方向になります。

次の4ページ目でございますが、岩手・玉山環境組合。ごみ処理・火葬場の関係ですが、これにつきましても玉山村が加入している組合でございますので、合併の前日をもって脱退し、合併の日から新市で加入するという方向でございます。

5ページの方は盛岡市の関係でございますが、これは、合併後も引き続き現行どおりと

いう内容でございます。

6ページ目でございますが、これも盛岡市の方でございますが、盛岡・紫波地区環境施設組合とか、矢櫃山造林一部事務組合、これは国有林の分収林の関係でございますが、これについても現行どおりということで加入は続ける。

それから、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合。流通センターの道路・公園等の維持管理に関して共同管理しているんですが、これも現行どおり。

以上のような内容でございます。どうぞよろしく申し上げます。

谷藤会長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思います。

特にございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、特にないようでございますので、協議第53号につきまして、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

続きまして、協議第54号 使用料、手数料等の取扱いについて、事務局より説明願います。

藤原事務局次長 それでは、お手元の資料の7ページをお願いいたします。

協議第54号 使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

1、税務証明手数料については、納税証明書及び課税(所得)証明書、資産証明書は、合併時に、証明書1枚ごと300円に再編する。固定資産課税台帳の閲覧手数料、納付証明書及び営業証明書は、合併時に、盛岡市の例により統合する。住宅用家屋証明書は、現行どおりとする。

2、戸籍交付手数料については、現行どおりとする。

3、住民票交付手数料、印鑑登録証交付手数料及び印鑑登録証明書交付手数料については、合併時に盛岡市の手数料に統一する。

4、火葬場使用料、墓地使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料及び公営住宅使用料については、現行どおりとする。

5、飲料水供給施設使用料については、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に

調整を図る。

6、水道使用料及び水道加入金については、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に、盛岡市の例により統合する。

7、下水道使用料については、基本料金、超過従量料金及び上水道以外の認定汚水量は、合併時に盛岡市の例により統合する。ただし、大口需要者に対する経過措置を設ける。公衆浴場汚水及び臨時汚水は、合併時に盛岡市の例により再編する。

8、農業集落排水使用料については、合併時に、盛岡市の例により統合する。

9、汚水処理施設使用料については、合併時に、盛岡市の例により再編する。

10、幼稚園の保育料及び入園料については、合併時は現行どおりとし、平成18年度から調整をして、平成20年度に盛岡市の制度に統合する。

以上の内容でございます。

それでは、8ページをお願いいたします。

まず、税務証明手数料についてでございますが、考え方として、窓口の手数料関係は住民の方々の負担に配慮するとともに、一体性の確保も大事だということで、合併時に統一するという考え方で調整方向を打ち出しております。納税証明書、合併時に証明書1枚ごとに300円にする。盛岡市300円、玉山村200円ですが、300円に再編するとか、資産証明書、盛岡市は土地1筆ごとに300円という料金になっておりますし、玉山村は証明書1枚ごとに200円となっておりますが、これは見直しまして、証明書1枚ごとに300円に再編するというような内容にもなっております。

それから、戸籍交付、住民票、印鑑登録証などの手数料につきましては、市に統一するという内容でございます。

9ページ目、火葬場使用料ですが、これにつきましては、市は直営の火葬場、玉山村は一部事務組合ということでやっておりますので、現行どおりということで、引き続き変わりなくやっていくという内容でございます。

10ページ目でございますけれども、飲料水供給施設使用料。これは後からも出てまいります。それぞれ小規模な飲料水施設の使用料です。これは、合併時は現行どおり、合併後5年を目途に調整を図る。管理のやり方、管理委託とか、直営とかの違いがございますので、そういったものの調整を図っていくということでございます。

それから、ごみ処理の関係は、それぞれ両市村、一部事務組合に加入してやっておりますので、変わりなく現行どおりのやり方でやっていくという内容でございます。

それから、11ページの収集運搬もそのとおりでございます。

12ページ、公営住宅の使用料。これについては、法で定める基準によるものでございまして、基本的には同一の水準だということでございますので、従来と変わりなく現行どおりという内容でございます。

13ページ、水道使用料でございますが、基本料金をそれぞれ、盛岡市、玉山村の方の料金体系をお示ししており、異なっている状況でございます。そういうことで、合併時は現行どおりとして、5年を目途に市の例によって統合していく方向でございます。

14ページには、参考として水道使用料の試算をしております。1カ月一般用口径20ミリで10立方メートル、20立方メートル、30立方メートル、40立方メートルを使用した場合に、それぞれの料金体系で試算するとどうなるかということですが、玉山村の方が若干安いというようなことになってございます。

15ページには、新しく水道を引いた場合の確認手数料とかといったものもございましてけれども、ここにお示したとおり、合併時に廃止するとか、市の例により統合するとかといったような内容でご提案申し上げるものでございます。

16ページ、下水道使用料でございますが、これも盛岡市、玉山村の料金体系がございしますが、統一するということでございます。調整方向は、合併時に盛岡市の例によって統合する。ただし、玉山村の、月51立方メートル以上の、大口需要者に対しては配慮するというので、経過措置を設けるという方向でございます。

17ページ、農業集落排水使用料でございますが、基本料金が1世帯あたり、盛岡市1,160円、玉山村1,300円、で相違がございまして。合併時に、市の例により統合するというのでございます。

それから、保育園の保育料ですが、盛岡市は月額5,900円、玉山村は5,000円、それから入園料が、盛岡市3,800円、玉山村8,000円ということで金額が異なっております。平成18年から調整して20年度に市の制度に統合するというようなことで、段階的に調整を図っていくという方向でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

谷藤会長 ただいま説明がありましたけれども、ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思います。

竹田（捷）委員 玉山村の竹田です。

13ページの水道使用料のところでお伺いいたしたいと思っております。



基本料金がずっと並んでいるんですけども、調整方向のところ、今までであれば、施設の改修等にあわせて料金を調整していくよというような意味合いで私は受けとってまいったと思っております。ただ、今回は5年を目途に盛岡市の例に統合するとありますけれども、この辺の調整方向がこのように変わりましたものは、どのような理由だったのか、まずお伺いしたいと思います。

羽澤上下水道部会長 盛岡市の水道部長の羽澤でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問でございますが、基本的には、水道使用料につきましては、基本料金、それから超過従量料金、メーター使用料、この水道料金の算定方法がまず違うということでは確かでございます。したがって、料金体系が異なっておりますということから、施設等の整備状況を勘案しながら、5年を目途に調整していくという考えは前と変わっていないということでございます。

水道加入金、分担金、分岐負担金につきましても相違がございますので、その辺もいろいろ勘案しながら、調整を図りながら、5年を目途に調整していきたいという考えでございます。

竹田（捷）委員 ありがとうございます。

そこでもう一つお聞きしたいと思いますけれども、下水の方に関しては、大口ユーザーへの経過措置というものが謳われておるようでございますが、この水道の関係でも、うちの方でもいろいろな企業もございます。水道をいっぱい使っている大口ユーザーがあるわけなんですけれども、この辺がかなり大きな、このような形で料金が、目途ということですが、変更になった場合においてはかなり大きなダメージを受けるのかなというような不安があるわけでございます。その辺で、大口ユーザーに対しての経過措置というものは検討されておられるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

羽澤上下水道部会長 下水道関係でございますが、水道と下水道は同時使用という形にもなるわけですが、ここで表現しておりますのは、下水道の場合は、合併時は統合するという一つの題目になっております。ただし、大口につきましては多々異なる点もございまして、その辺は少し時間をいただきながら、調整していく必要があるのではないかと思っております。

谷藤会長 ほかにございますでしょうか。

特にございませんか。

（「なし」の声あり）

谷藤会長 それでは、特にないようでございますので、協議第54号 使用料、手数料等の取扱いについては、事務局説明のとおり、原案のとおり承認するという事によろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議第55号 公共的団体等の取扱いについて、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、お手元の資料の18ページをお願いいたします。

協議第55号でございます。

1、厚生社会事業団体の保健推進員協議会、食生活改善推進員団体連絡協議会については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。献血推進協議会は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。民生児童委員連絡協議会、社会福祉協議会及び日本赤十字社は、合併時に統合する。老人クラブ連合会は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する方向で各老人クラブ連合会と協議する。

2、産業経済団体の農業協同組合、土地改良区、牧野組合、森林組合、工業団地組合及び財団法人については、現行どおりとする。観光協会及び商工会議所(商工会)については、合併後に統合の方向で2団体で協議する。

3、文化事業団体の青年団体協議会、女性団体協議会、PTA連絡協議会及び体育協会については、合併時は現行どおりとし、合併後に統合するよう調整に努める。

以上の内容でご提案申し上げるものでございます。

それでは、19ページの資料の方をごらんいただきたいと思います。

この項目でございますが、ここでは、合併特例法の規定によりまして、合併市町村の区域内にございます公共的団体等については、合併市町村の一体性の速やかな確立に資することに努め、統合整備に努めなければならないというような合併特例法上の規定があるというものでございまして、公共的団体の統合整備に関して、個々の団体についての統合整備を取り扱うという趣旨ではなく、ここで全体的な事をお話いただいて、個々の取扱いについては、それぞれの役所の事務方にお示しして、方向について取り扱っていただくというような考え方になります。

19ページ、厚生社会事業団体でございますが、保健推進員協議会、献血推進協議会、食

生活改善推進員団体連合会、合併翌年度に市の例により統合するという方向でございます。

20ページの民生児童委員連絡協議会、社会福祉協議会、これは、それぞれ法律に基づいて設置されている協議会ということでございますが、一つの団体とする必要があるわけですので、合併時に統合するという調整方向でございます。

21ページの日本赤十字社、これも合併時に統合する。

それから、老人クラブ連合会、それぞれ両市村連合会があるわけですが、補助基準が異なっているという状況もございますので、合併翌年度に盛岡市の例によって統合する方向で各老人クラブ連合会と協議していくんだという方向でございます。

それから、22ページでございますが、ここの農業協同組合とか、土地改良区、牧野組合、森林組合については、現行どおりという方向でございます。

23ページ、観光協会。盛岡市は財団法人盛岡観光コンベンション協会、玉山村は玉山村観光協会ということで、組織体制、助成内容が異なっている状況にありますが、合併後は統合の方向で2団体で協議していくという方向でございます。

24ページでございますが、商工会議所の関係でございますが、盛岡商工会議所、玉山村商工会につきましても、国、県の指導によって一本化を目指すということにはなるわけですが、合併後一定の期間、検討は必要だということになりますので、合併後に統合する方向で2団体で協議するという方向でございます。

25ページの工業団地組合、盛岡中央工業団地協同組合、玉山村は盛岡工業団地組合というものがあありますが、現行どおりという方向でございます。

26ページでございますが、文化事業団体。青年団体協議会、女性団体協議会、PTA連絡協議会、体育協会があるわけですが、それぞれの団体の意向もございまして、合併後に統合するように調整に努めるという方向でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

谷藤会長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思っております。

今後ともまだまだ調整に努めていくという部分が残ってございますけれども。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

谷藤会長 それでは、協議第55号につきましては、原案のとおり承認することとしてよ

ろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、協議第56号 補助金、交付金の取扱いについて、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、27ページをお願いいたします。

協議第56号 補助金、交付金等の取扱いについて。これについては、別紙のとおりとするという提案内容でございます。

28ページをお願いいたします。

まず、この補助金、交付金の取扱いの考え方でございますが、1つ目としては、両市村に共通する補助金、交付金、これらは関係団体の協力を得ながら統一する方向ということがまず全般的な考え方になります。2つ目は、両市村の共通するもの、あるいは独自の補助金があるわけでございますけれども、それらは、実績を踏まえた上で、市域全体の均衡を保つように調整していくんだという考え方になるわけでございます。それから、3つ目として、現行どおりとするという調整方向を出しているものも幾つかあるわけでございますが、考え方としては、当然、制度的なものは現行どおり存続するというようなこととなりますが、補助金の額等については、毎年度の実績とかもございまして、補助金の効果、あるいは予算要求の関係もございまして、額的には見直しする場合もあるというような考え方もございます。そういったような考え方だということでご理解をお願いいたします。

ここには補助金は全部で78項目載せております。両市村合計で300以上の補助金があるわけですが、主なものを載せております。そのうち既に第4回までで説明したのもございますので、申しわけございませんが、それらは省略させていただきまして、この項目で新たに出てきたものだけをご説明するという形にさせていただきます。よろしく申し上げます。

それで、28ページはもうご説明しておりますので、29ページ、町内会等公衆街路灯電気料補助金というものでございますけれども、これは、町内会等が所有し、維持管理している街路灯の電気料金に対する補助ということで、市の制度でございまして、玉山村は、自治会の管理運営費に含めて補助しているという内容でございまして、3年を目途に補助基準を統一していくという方向でございまして。

それから、街灯設置費補助金。それぞれ経費の、盛岡市は5分の3、玉山村2分の1ということで設置補助があるわけですが、これについても異なっておりますので、3年を目途に統一していく。

それから、自治会運営費補助金でございますけれども、これは、前回は委員さんから、自治会に対する補助金は両市村異なっている状況だというご意見がございましたが、そのとおりでございます。ここは玉山村の自治会運営費補助金の方をあげております。直接単位自治会に運営費を補助しているということでございます。そういうことで、すぐには統一ができない、難しいだろうということなので、合併時は現行どおりとし、新市において調整協議を行いながら、統一可能なものから順次統一するという考え方でお示しいたしたところでございます。

30ページでございますが、自治会連合会事業費補助金。これについても率とか内容が異なっておりますので、これも3年を目途に団体の方と調整を図りながらやっていく。

それから、コミュニティ活動事業費補助金。26のコミュニティに対する補助ということで、これについては盛岡市だけの補助ですが、3年を目途に関係団体と協議を進めていくという内容でございます。

31ページは、調整方向を説明して、ご了承を得ていくものでございます。

それから、32ページの防犯協会についてでございますが、この補助金制度、現行どおりということです。ちなみに、ここに書いている補助金は平成16年度の決算見込みという内容でございます。

それから、ごみ減量資源再利用促進等事業費補助金。以下、資源回収活動推進事業費補助金、ごみ集積場所等整備事業費補助金、それから、きれいなまち推進協議会運営補助金というように市の補助金がありますけれども、合併時は現行どおりとして、合併の翌年度から市の例により再編するという方向でお示ししております。

それから、33ページですが、資源集団回収事業報奨金ということでございますけれども、これにつきましては、算定方法が異なっているというようなこともございますので、合併時に盛岡市の例によって統合していくということでございます。

それから、保健推進員の関係とか、献血推進員についても、盛岡市の例によっていくということでございます。

34ページの病院の二次救急とか、病院群輪番制とかにつきましては、広域で対応している補助制度でございますので、基本的には同じだということで、合併翌年度に統合してい

くという形になります。

35ページの幼児インフルエンザ予防接種補助金ということで、幼児のインフルエンザ予防接種に対する補助、医師会のご協力をいただいているわけですが、これは、合併翌年度に市の例によって再編していく方向でございます。

食生活改善推進員連絡協議会補助金、社会福祉協議会運営費補助金でございますが、これは、合併時は現行どおりとして、合併翌年度から市の例によって統合していく。

社会福祉協議会も、合併とか、事業のすり合わせもありますので、それと整合性を図っての調整になります。

それから、民生児童委員連絡協議会運営費補助金でございますが、組織が異なる等もございますので、合併翌年度から市の例に統合するというので、これも先ほどの調整方向と整合を図ったものでございます。

36ページのものでございますが、身体障害者協議会運営費補助金でございますけれども、組織体制が異なっている。組織の違いが、盛岡市は社団法人、玉山村は任意団体ということでございますので、合併後3年を目途にして市の例によって再編する方向で、当該団体と協議していくという方向でございます。

それから、母親クラブ活動育成費補助金ということでございますが、補助内容がこの表のとおり異なっております。そういうことで、平成19年度までに補助額を見直しして再編する。30人未満の補助についても、合併後も制度は存続するというので、玉山村の方に配慮した調整方向とするということになっているものでございます。

37ページも、このとおりの調整方向でございます。

38ページの保護司会補助金につきましては、補助金の取り扱いが異なっておりますけれども、これも翌年度から市の例によります。

39ページ、遺族会の補助金でございますが、市は、直接的には遺族会への補助金は交付していない状況でございますが、玉山村は運営費ということで補助しているというような状況でございます。そういうことで、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編するというので、遺族会と話し合いながら一本化を図っていくという考え方でございます。

以下のものは前回は説明して、調整方向をご了解いただいているものでございますので、ずっと来まして、52ページをお願いいたします。

中山間地域支援事業費補助金ということでございまして、ここに掲げる大ケ生金山の里

縄文祭り補助金というものがございしますが、都南地域の地域おこしの活動に対する補助金でございします。それから、玉山村は産直施設の補助金というようなことで、いずれも、盛岡市は平成18年度まで、玉山村は17年度までという限定した補助金でございしますので、現行どおりという内容でございします。

次の、土地改良区とか林業関係の補助金は、前回、調整方向をご了解いただいておりますので、省略させていただきます。

56ページの観光協会補助金でございしますが、これは、市の例によって予算要望内容を精査し、補助金額を決定していくというような方向でございします。

57ページの私設下水道設置費補助金でございしますが、何件か共同で、私道に下水管を布設する場合に補助するという内容でございしますが、市の例によって再編するというところで、市域全体が適用になる考え方になるわけでございします。

58ページでございしますが、自治公民館整備事業費補助金。公民館を地域で設置する場合に対する新築とか増改築とか、そういったものに対する補助ということで、両市村そういったような補助制度がございしますが、制度内容は、補助率等を初め異なっている状況になっておりますので、市の制度に統合するよう調整に努めるという内容でございします。

それから、自治公民館活動費補助金でございしますけれども、先ほどは玉山村の補助金が出てまいりましたが、これは盛岡市の補助金ということで、これは自治会が公民館を利用して活動する場合に、その世帯数に応じて補助金を出すという内容でございします。これは合併翌年度から市の例によるということで、市域全体が利用できるような補助になるというものでございします。

59ページの子ども会育成費補助金、これも市の例による。

青年団体運営費補助金。これは現行どおりとする。

それから、地域女性団体運営費補助金。これは、合併後、統合するように調整に努めるということで、団体の方と相談しながらやっていくという考え方でございします。

60ページ、ここでは、PTA連合会運営費補助金については、団体の統一という課題もあるわけですが、補助金は、それとあわせながら、整合を図りながら統合していくという方向でございします。

それから、体育協会でございしますけれども、これも、合併後統合するように調整を進めながら、併せて補助金もその整合を図っていくという考え方でございします。

以上でございします。どうぞよろしく申し上げます。

谷藤会長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思ひます。

特にございませぬか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、特にないようでございますので、協議第56号につきましては、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議第57号 消防団の取扱いについて、事務局より説明願ひます。

藤原事務局次長 それでは、61ページをお願いいたします。

協議第57号 消防団の取扱いでございます。

1、組織については、定員は、合併時に両市村の定員の総和とする。分団数は、合併時に両市村の分団数の総和を基本としつつ、分団規模を適正化する。団長の任期及び定年制は、合併時に盛岡市の制度に合わせる。

2、報酬等については、合併時に盛岡市の制度に合わせる。ただし、報酬については、合併年度は現行どおりとする。

3、服制については、訓練服は、合併時に新仕様の服制に統一する。半天は、合併時に玉山村の制度に合わせる。

4、分団等に対する補助金については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の制度に合わせる。

5、行事大会等については、合併時に盛岡市の制度を基本として再編する。

6、婦人防火クラブ、婦人消防協力隊については、現行どおりとする。

以上の内容でございます。

それでは、62ページの資料をごらんいただきたいと思ひます。

まず、組織の定員でございますが、盛岡市1,099名に対し現員が949名、玉山村は400名に対して375名ということで、分団数もこのとおり。それから、団長の任期、市は2年、玉山村は4年ということになっております。定員については、両市村の定員の総和とする。分団数についても、基本的には両市村の総和とする。それから、団長任期は市の制度に合わせる。それから、報酬については、玉山村は副本部長という役職がございます。そ



こが異なっているという状況でございます。それから、報酬の額も異なるということで、合併時に市の制度に合わせる。ただし、報酬については、合併年度は現行どおりとするという方向でございます。

63ページでございますけれども、服制について、訓練服、これは両市村とも入団時に支給するというのですが、合併後は統一した訓練服が必要になりますので、合併時に新仕様の服制に統一する。半天については、玉山村のみ支給している、市は自分で買っているということなわけですが、合併時に玉山村の制度に合わせるということでございます。

それから、補助金については、市のみ補助しているということで、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に市の制度に合わせる。

それから、行事大会等については、合併時に市の例を基本として再編するという方向でございます。

64ページでございますが、婦人防火クラブ。盛岡市は婦人防火クラブ、玉山村は婦人消防協力隊ということで、こちらは消防団の方の組織の中にある組織だそうですけれども、盛岡市の方は地域にある団体ということで、それぞれ組織体制が異なっておりますので、現行どおりという方向でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

谷藤会長 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたらいただきたいと思います。

まだ、それぞれ定員の方の枠が不足している部分がありますので、また分団員の増員にそれぞれ努めていく必要があるかと思っておりますけれども。

工藤（定）委員 玉山村の工藤です。

定年制ですけれども、盛岡市はなし、うちの場合は55歳定年でございますが、定年制なしというのは何か。これは、合併時には盛岡市の制度に合わせるということは、定年はないということですか。そういうふうに理解すればよろしいですか。

川村総務部会長 総務部会長の盛岡市の総務部長でございます。

盛岡市の場合、定年制がないわけでございますが、盛岡市に合わせるということで、いずれ定年制はなしとするということでございます。

工藤（定）委員 それはわかりました。参考までに、大体実態はどのようなことなのか、少しお話いただければ幸いです。

川村総務部会長 確かに、定年制は敷いていないわけでございますが、例えば60幾つと

か、そういう方というのはそんなには多くない状況でございます。職制があるものですから、それにあわせて大体は60歳前後ぐらいで 分団長についてはかなり、60幾つ、70歳近い方もおりますけれども、実態とすれば、定年制はないわけですが、60歳ぐらいまでという状況でございます。

谷藤会長 団員の方についてはそういうことで、あとはそれぞれ役職の経験豊富な方に、取りまとめながらやっていただくという場面も必要でございますので、そういう意味では、年齢を超えている方々にも活躍していただいているということだろうと思います。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、特にないようでございますので、協議第57号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第58号 衛生事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、お手元の資料の65ページをお願いいたします。

協議第58号 衛生事業の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

- 1、火葬場・斎場については、現行どおりとする。
- 2、飲料水供給施設については、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に管理形態について調整を図るものとする。
- 3、墓地については、現行どおりとする。
- 4、狂犬病予防については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。

という内容でございます。

それでは、66ページの資料をごらんいただきたいと思います。

火葬場・斎場について。先ほども出てまいりましたが、盛岡市火葬場は直営、それから玉山村は岩手・玉山環境組合火葬場ということで、それぞれ形態が異なりますので、現行どおり。

それから、飲料水供給施設、いわゆる上水道の供給区域外の施設、小規模な施設なわけでございますが、これについては、管理形態が、盛岡市は直営、玉山村は地元管理委託しているということでございますので、合併後5年を目途にこれらは調整を図っていく。

施設は存続するわけですが、そういったものでございます。

それから、墓地については、現行どおり。

狂犬病予防については、獣医師会の協力を得ながらこういった事業をそれぞれやっているわけでございますので、委託単価等の関係もでございますので、合併翌年度に市の例によって統合していくという内容でございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

谷藤会長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

工藤（定）委員 玉山村の工藤です。

この飲料水供給施設でございますけれども、合併時は現行どおりとして、合併後5年を目途に調整を図ると。どのような調整方法を図られるのか、それで、どのような、5年を目途にというのは、5年後にどういうふうにされるのか。うちの村ではいろいろ不便なところが多うございまして苦労しているところでございますので、調整方法をひとつお尋ねしたいと思います。

清水環境衛生部会長 盛岡市の環境部長の清水でございます。

現在、玉山村につきましては、村が設置されて、地元が管理をなさっているという状況でございますし、盛岡市につきましては、市が設置して、市が直接管理をしているという状況でございます。それで、管理形態が異なっているわけございまして、そのほかにも、使用料の関係がございまして、使用料につきましても、市は一定の額をちょうだいしている、玉山村は管理委託をしているかわりに、使用料については減免をしているという状況がございまして。そういうことで、大きく運用の仕方が違いますので、一応5年ということで調整させていただくということでございまして、すべてを新市が管理していくような形をとるのか、あるいは既存の盛岡市のものを玉山村のような形で地元へ委託していくのか、これについてはまだ、地元とのいろいろな話し合いとかも必要になってまいりますので、基本的にどうするということではなく、いずれ隔たりのないような制度にしていきたいということの5年間ということで設定したものでございます。

以上です。

工藤（定）委員 ということは、同じような形態でいこうということですか。今、ちょっと理解に苦しむところがありましたので、もう一回お願いします。

清水環境衛生部会長 いずれ5年を目途にいたしまして、現在の盛岡市、それから現在

の玉山村のそれぞれの施設が同じ取り扱いになるような方向を模索したいということでございます。

以上です。

谷藤会長 盛岡市の施設については直営管理ですけれども、これについても、玉山村の方式の方がいいということになれば、そういう形もあるであろうし、今度は逆に、玉山村が今それぞれの地域で管理していただいているものを直営の方がいいのかということを含めて、この時間の中で検討させていただくということでございます。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にないようでございますので、協議第58号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議第59号 コミュニティ施策について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 67ページをお願いいたします。

協議第59号 コミュニティ施策の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

- 1、防犯隊、防犯協会及びコミュニティセンターについては、現行どおりとする。
- 2、地域活動バスについては、合併時に盛岡市の例により再編する。
- 3、防犯(街路)灯については、合併時は現行どおりとし、3年を目途に補助基準を統一する。

という内容でございます。

それでは、資料の68ページをお願いいたします。

まず、防犯隊。これは市の方にある組織でございますが、これは現行どおり。

それから、防犯協会でございますけれども、これは、設置形態とか補助金が異なっております。防犯協会の加入数、盛岡市は251団体、玉山村は、交通安全協会と組織が一本化しているということだそうですが、7地区交通安全防犯協会、それから2事業所会があるということで、合計9団体があるということでございます。それから、会費についてもそれぞれ異なっております。これは、補助金についてもそれぞれ出しているわけですが、こ

れについて現行どおりという内容でございます。それから、69ページに行きますと事業の内容でございます。ここに資料としてお示ししております。

それから、防犯灯でございますが、盛岡市では街路灯と呼び方が異なっているということで、内容は同じだということでございます。設置費の補助金が、盛岡市5分の3、玉山村は1基当たり2分の1ということでございます。それから、維持管理の電気料ですが、市は補助しておりますし、玉山村は自治会運営費の中で補助を出しているということで、これらが異なっておりますので、3年を目途に補助基準を統一していくという内容でございます。

それから、地域活動バスも、両市村で利用できるように市の例によって再編していくという方向でございます。

70ページのコミュニティセンターでございますけれども、市の方に13館ございますが、それぞれの地域にあるセンターでございますので、現行どおりという内容でございます。

以上でございます。

谷藤会長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思っております。

特にございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にないようでございますので、協議第59号につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第60号 新市建設計画の作成に係る県との事前協議について、事務局より説明願います。

泉山事務局長 71ページをごらんいただきたいと思います。協議第60号 新市建設計画の作成に係る県との事前協議についてでございます。

市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項の規定に基づく新市建設計画を作成するため、県との事前協議に着手する。

という提案でございます。

皆様のお手元の別冊の盛岡市・玉山村新市建設計画(案)をごらんいただきたいと思います。

新市建設計画につきましては、表紙にございますが、1から7までの7章立てになっておりますけれども、これまで3回の協議会におきまして、新市の目指すべき将来像、それから分野別施策の概要等につきましてご説明を申し上げ、ご意見等を伺ってまいったところでございます。今回につきましては、7の財政計画に、今後の財政の推移を表として載せてございます。これによりまして、盛岡市・玉山村新市建設計画（案）が全体的に取りまとまりましたので、本日、その概要をご説明申し上げ、県との事前協議に着手したいということでございます。

それでは、建設計画（案）をお開きいただきたいと思いますが、1ページでございます。

第1章 序論におきましては、1として合併の必要性、それから、3ページでは2として合併による期待される効果を掲げているところでございます。

4ページにおきましては、第2章 建設計画策定の方針ということで、期間等についてうたっております。

5ページ以降につきましては、第3章といたしまして地域の現況と課題について、いろいろな角度から載せさせていただいているところでございます。

ページをめくっていただきまして、37ページに飛びますけれども、第4章 新市の目指すべき将来像でございます。1の新市の基本理念におきましては、交流、安心、共生、創造、この4つの言葉をキーワードといたしまして、前回、この4つ目の創造の部分におきまして委員の方からご意見がございました。当初、商業・観光ということで代表させておりましたけれども、その創造のところでございますが、「既存産業の高度化や新産業の創出の支援をはじめ、商業・観光などの情報発信や農林業・工業の振興など」ということで、「農林業・工業の振興」をここに加えさせていただいたところでございます。

次に、45ページでございますが、これも前にお話し申し上げておりますが、第5章 分野別施策の概要ということで、7つの主要施策ごとに個別施策の説明をしております。45ページでは、1番目に「一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成」ということで個別施策を載せまして、46ページには、主要事業として事業名を載せさせていただいているところでございます。

この中で、前回ご意見がございましたところの修正した部分でございますが、54ページでございます。5「豊かで活力あるまちをつくる産業の振興」の(4)農林業の振興でございますが、前回までは「生産基盤の整備」ということでございましたけれども、やはり基

盤の整備とともに、生産性の向上に取り組むということも必要だということで、「生産基盤の整備や生産性の向上、経営規模の拡大など競争力のある農業の振興を図るとともに、後継者等の確保に努めます」と修正させていただいたところでございます。

それから、62ページをごらんいただきたいと思います。

今回つけ加えました財政の数表のもとになる部分でございますが、62ページで第7章財政計画となっております。1番の財政計画の基本条件ということで、今回の財政計画をつくるに当たっての考え方がここに載っております。(1)の計画の目的のところでは、「将来の財政状況を試算し、新市の健全な財政運営に資することを目的として作成する」としてありますし、(2)の計画作成の考え方におきましては、「現行の財政制度を基本とし、歳入歳出の費目ごとに、過去の実績や経済情勢、人口推計などを勘案すること」としてあります。実際には、平成16年度の見込み額等を用いまして推計を行うことにしております。それから、「また、主要事業、行政サービス・事務事業調整方針による財政への影響や合併に伴う削減経費、国・県による財政支援などを反映させる」ということになっております。それから、「なお」のところでございますが、中核市に移行することにより、権限委譲等による新たな財政需要が発生することになりますが、これに伴う財源としては国の地方交付税の増額が見込まれるところでございます。したがって、今回のこの財政計画では、中核市移行に伴う新たな財政需要と地方交付税の増額分が同額であると仮定いたしまして、これらを見込まない推計としているところでございます。

(3)の計画の期間につきましては、平成18年度から27年度までの10年間を基本として、さらに5年後の平成32年度までの15年間としてありますし、(4)の計画の範囲では、普通会計ということで作成させていただいたところでございます。

それでは、65ページでございますが、今回新たに加えました3、歳入及び歳出の推移でございます。

前回、施策別の事業、特に主要事業につきまして、合併特例債を活用したり、それから活用しない形での主要事業について説明させていただきましたが、前回は総額的なことでお話を申し上げておりましたけれども、今回、年度間の調整を行いまして、そのもろもろの主要事業の実施時期に合わせました歳入歳出の計画といたしたところでございます。ちなみに、その65ページの上の方の表でございますが、平成18年度歳入におきましては総額で944億9,100万円を見込んでおります。それから、右の方に行きまして、10年後の平成27年度には893億5,400万円、それから、下の表でございますが、15年後の平成32年度には

884億9,400万円ということで、予算の規模といたしますと、やはり年々減少傾向にあるということになります。歳入歳出同額でございますので、歳出におきましてもそのような傾向でございます。

次に、66ページ、67ページでございますが、いわゆる合併に伴う効果額ということで参考資料として載せてございます。

66ページの一番上の方は歳入でございます。一番上の表につきましては、盛岡市と玉山村が単独でいった場合の合算した数値でございます。それから、2番目の表につきましては、盛岡市、玉山村が合併した場合の数値でございます。3つ目の表は合併効果額、いわゆる合併した場合から単独でいった場合を差し引いた数字が載っている表でございます。

この3つ目の合併効果額をごらんいただきますと、平成18年から32年まで、それから、平成18年から27年までの10年間、平成18年から32年までの15年間ということで、税等におきましては、10年間では2億円、15年間では4億3,000万円。地方交付税等におきましては81億800万円、15年では129億4,900万円等々と、合計で258億3,300万円が10年間の効果額、15年間では314億9,900万円と見込まれているところでございます。

67ページにつきましては、歳出でございますが、これは歳入歳出同額でございますが、下の方の3つ目の表の合併効果額におきましては、義務的経費、投資的経費、その他と3つに分けて効果額を見込んでいるところでございます。

それから、前回、新市建設計画の主要事業というようなことでご説明申し上げまして、今回、新市建設計画主要事業総括表ということで3枚ものの表をお配りしてございます。前回は、先ほど申し上げましたとおり総額ということで、合併特例債等を活用して、盛岡市と玉山村が10年間で実施したい事業、これの主要事業についてご説明申し上げたわけでございますが、その時点では、どのような時期に実施するのかということが未調整でございました。その後、盛岡市と玉山村におきまして事業間の年度の調整を行いまして、今日お示ししている表に事業年度というものが入ってございます。

例えば、1ページ目の「一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成」、その中の1行目に証明書自動交付機設置事業がございまして、これは、事業主体が新市で、区域は玉山村、事業年度が平成18年度から22年度、事業費の計が3,138万1,000円ということで、今回、その年度間の調整をいたしましたので、この事業年度を入れました表を皆様のお手元にお配りさせていただいたところでございます。

この表の中で前回とちょっと違っているところがございまして、大変恐縮でございます。



すが、ご説明申し上げて、ご理解いただきたいと思いますが、3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページの「豊かで活力あるまちをつくる産業の振興」でございますが、これの4つ目に農林業の振興でございます。この事業名につきましては前回お示ししたものと同じでございますが、この農林業の振興の5行目のところに団体営基盤整備促進事業というものがございます。それから、下の方に参りますと県営ため池等整備事業、県営かんがい排水事業でございますが、これらの部分につきましては、県が事業を行いまして、地元市町村が応分の負担をするというような事業でございます。前回のこの主要事業の表におきましては、全体経費を計上したということがございまして、今回は、その市町村負担分の金額を載せてございます。したがって、前回の総額からその変更した部分、幾分減額された格好で総体の事業費が成り立つということになります。

いずれ、今回この新市建設計画を県の方に事前協議いたしまして、合併特例債が活用できるかどうか、さらには、国や県の補助金を見込んでいるものがございますので、そういう事業が妥当かどうかというチェックを県の方にさせていただくこととなりますので、次回に、今申し上げました修正した部分も含めまして整理いたしまして、全体の姿をお示しすることになるものでございます。

いずれ、今回この別冊で申し上げました新市建設計画（案）を県の方に事前協議いたしまして、いろいろご指摘、ご指導をいただきたいということで提案申し上げます。

以上でございます。

谷藤会長 協議第60号について説明がありましたけれども、これから県との協議ということになる部分もあることですが、この件につきまして、皆さんから何かご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思います。

いずれ、これから県とさまざま協議していくという部分も含まれておりますので、次回には、その協議も踏まえまして全体像がきちんと出るような形でお示しすることができることになるところだと思います。

説明ということでございますので、現在の段階ではそういうことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

谷藤会長 それでは、続きまして、協議第61号 新市建設計画の作成に係るパブリック

コメントの実施について、事務局から説明願います。

泉山事務局長 それでは、資料の72ページをお開きいただきたいと思います。

協議第61号 新市建設計画の作成に係るパブリックコメントの実施についてでございます。

協議第60号でお話し申し上げました新市建設計画、これを県と事前協議するわけですが、あわせまして住民の方々にもお示しして、ご意見を伺いたいということで、パブリックコメントを実施するということについての提案でございます。

73ページ、74ページに書いてございますが、現在、1月21日から2月9日までの間で住民の方々からご意見を伺いたいということでございます。具体的には、合併協議会のホームページを立ち上げてございますので、そちらの方にメールという形でお寄せいただく、それから、郵送で事務局に寄せていただく、もしくはファクスで送っていただくという方法があるわけでございます。いずれ、いただいたご意見といたしましては、その回答も含めまして、後ほど公表するということとなります。

73ページの3番ですが、そのもとになります資料の備えつけ場所については、盛岡市の方では(1)から(8)までございますし、74ページでは玉山村の分として(1)から(3)ということで、据え置きましていろいろご意見を伺うということでございます。

以上でございます。

谷藤会長 これから行うことになっておりますパブリックコメントの実施について、要項等も含めてこういう方法でやらせていただくという説明がありましたけれども、この件につきまして、もっと何かつけ加えた方がいいとか、さまざまご提言等があればいただきたい。

いずれ、1月21日から2月9日までということで、それぞれご意見をいただきやすい形のもので行うということでございます。

この件につきましてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

谷藤会長 それでは、そのようなことで実施させていただきたいと思います。

それでは、ここで少し休憩の時間をとらせていただきたい。それでは、3時30分から再開するというので、15分ほど休憩させていただきます。

[ 休 憩 ]

谷藤会長 それでは、皆さんおそろいのようにございますので、協議を再開させていただきます。

だきます。

協議第62号 議員の定数及び任期の取扱いについて提案いたします。事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、皆様のお手元の資料の1ページをお願いいたします。

協議第62号 議員の定数及び任期等の取扱いについて、次のとおり提案するものですが、これにつきましては、市と玉山村の正副議長さんが協議した内容を踏まえて、ご提案申し上げるという内容のものでございます。

1、玉山村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、盛岡市の議会の議員の任期である平成19年5月1日までは、引き続き盛岡市の議会の議員として在任する。

2、合併後初めてその期日を告示される一般選挙から、地方自治法第91条第4項の規定により盛岡市の議会の議員の定数は、42人とする。

3、在任特例期間における玉山村の議会の議員であった者の報酬については、月額22万4,000円とする。

以上の内容でご提案申し上げます。

それでは、2ページ目の資料をお願いいたしたいと思います。

基本的な考え方としては、編入合併の場合は盛岡市の方の議員は全員在任することになりますが、玉山村の議員は失職するということが原則になるわけですが、それに対する考え方が、1、議会議員の定数及び任期等の取扱いに関する考え方ということで、任意協議会の協議方向では、在任特例を基本としながら法定協議会で話し合っていくというような方向にしているわけですが、(1)の議会の議員の定数等については、地域の急激な変化に対応することが必要であると考えられることから、編入方式による基本原則とともに、特例法による特例措置も選択肢に入れて、合併に対する障害を少なくするとともに、コスト面での合併効果についても検討しながら、住民の方々のご理解を得る方向性にするんだということが1つ。それから、(2)としては、合併調整に関係した議員さん方が合併後も一定期間、引き続き合併市村の議会の議員として在任して、その意見を合併建設計画の事業等の実施に反映させることによりまして、新市まちづくりの効果が一層発揮されることが期待される。(3)は、急激に地域の議員数が減少することによって、住民の意見が施策に反映されなくなるのではという懸念があるわけですが、これに対する配慮が必要となる。(4)は、現在の議員は選挙で信任を得たの方々であるというよう

なことで、在任することによりまして、合併後の円滑な市政推進を図ることが期待される  
というようなことから、在任特例を選択したというものでございます。

この特例を使う場合は、あわせて合併効果についての住民の方々のご理解もいただく  
必要があるということもございますので、2番目としては、合併時のみ特例の適用  
と条例定数を変更し一般選挙を行うということで検討したものでございます。合併前の盛  
岡市の議員38人、玉山村19人の議会議員、これが全員市の議会の議員として平成19年5月  
まで議員として在任する。その在任期間終了後の最初の一般選挙は、法の特例を適用せ  
ず、新たな定数を定めて選挙を実施するというものでございます。

ここに図がかかれてございますが、自治法による原則の場合は、合併時、平成18年1月  
10日、これは盛岡市の定数38人というのが原則になります。そして、合併後1年、平成19  
年5月1日の改選時は、特例法上の上限である46人で選挙をすることになりますし、上の  
方の図の特例を使う場合は、57人の在任を使い、平成19年5月1日の改選時から定数42  
人の選挙を行うということでの調整方向にしております。

それから、3ページ目をお願いいたします。

ここで、報酬の関係ですが、それぞれ議長、副議長、議員ということで、本則の報酬、  
それから、括弧書きは附則ということで昨年カットした報酬。現在、両市村の議員さんは  
この附則の方を適用しているものでございます。

今回は1市2制度というようなことで調整が図られたわけですが、本来的には  
同額ということが基本になるわけですが、財政状況を勘案しまして、玉山村の議  
員さんは、こういったことで、附則の方の額ということで考えを示されたというような状  
況でございます。

2番目は、自治法第91条第2項に規定する市町村議員の定数の上限ということで、合併  
すれば30万人以上50万人未満になりますので、上限が46人という法上の取り扱いの位置づ  
けをお示したものでございます。

4ページ目は関係法令ということで、特例法の第7条議会の議員の在任に関する特例を  
参考までにお示しいたしましたし、地方自治法の市町村議会の議員の定数ということで、  
第91条4項では、定数の変更というものは、一般選挙の場合でなければ行うことができな  
いというようなことを参考までにお示したものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 ただいま説明がありましたけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見

がございますればいただきたいと思ひます。

1市2制度ということでございますけれども、それぞれ現状、そしてまた、この合併の効果というものも総合的に判断して、そういうさになっておりますが。

特にございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、特にご異議がないようでございますので、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議第63号 地域自治制度について、事務局から説明願ひます。

藤原事務局次長 それでは、お手元の5ページをお願いいたします。

協議第63号 地域自治制度の取扱いについて、次のとおりご提案申し上げるものでございます。

市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定に基づき、地域自治区を設置する。

また、法第5条の5及び第5条の6に規定する地域自治区に関し必要な事項は、別紙「地域自治区の設置等に関する協議書」によるものとする。

ということでございます。

それでは、6ページをお願いいたします。

地域自治区の取扱いについては、合併特例法の規定によりまして、基本的な事項については協議で定めるというものになっておりますので、それについて取り決めたものをご提案申し上げます。

まず、1番目の地域自治区の設置ですけれども、これは特例法の第5条の5ということで、合併による地域自治区の設置の規定でございますが、この規定に基づきまして、合併前の玉山村の区域であった区域に地域自治区を設置する。これを協議で定めるということでご提案でございます。

2番目、地域自治区の名称。これも名称をつけることになっておりますので、玉山区とということでございます。

3番目の地域自治区の設置期間。この設置期間も協議で定めるということになっており

まして、この場合、合併の日から平成28年3月31日までとするということで、合併の日が平成18年1月10日でございますので、10年と3カ月というようなことで、いわゆる合併建設計画の期間に合わせたような期間となっております。

4番目、地域自治区の事務所。これについても、必ず地域自治区に置くとなっております。位置、名称、所管区域についても定めるということになっております。位置については、玉山村大字渋民字泉田77番地1ということで、これは現在の玉山村役場の場所ということでございます。それから、名称は、玉山総合事務所でございます。それから、所管区域は、合併前の玉山村の区域ということになります。この地域自治区の事務所は、支所の仕事もしますし、それから、これから出てまいります地域協議会の事務局機能も有する、あわせ持つという機能でございます。

5番目、地域自治区の事務所の長及び区長ということで、(1)地域自治区の事務所に事務所長を置くとなります。ただ、この事務所の長にかえまして、必要なとき、特別職の区長を置くことが法の規定でございますので、今回も設置するという内容でございます。地域自治区の設置から10年間は、前号の事務所の長にかえまして、特例法の規定により特別職の区長を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。特例法上2年以内となっておりますので、2年と規定しております。合併後の一定期間、地域の意見を反映させながら、合併後のまちづくりを進め、住民の方々の意向を酌み取りながら、安心感を醸成しながら、均衡ある玉山地域の発展を図るというようなことで、区長を置くことが効果的であるという考え方によるものでございます。

6番目の区長の権限ということでございますが、区長は事務所の事務処理に関して、市長、あるいは議員と連携を密にしながら対処する。そして、地域の意見を取りまとめるといったような役割を担うことが期待されるわけでございますので、ここでは、特例法に規定されている基本的な内容を掲げたというものでございます。

7番目、地域協議会の委員ということで、特例区にはこの地域協議会も必ず置くということにしております。その協議会の委員については市長が選任するというので、地域自治区の区域に事務所を有する人たちから選任することになります。どういう方々が選任されるかといいますと、公共的団体が推薦するというので、イメージといたしましては、まちづくり団体と申しますか、自治会とか、あるいは各種団体とかPTAとか、そういったことがイメージされるわけでございます。それから、知識経験を有する者、あるいは公募する場合はここに入ってくるのではないかと思います。その他市長が必要と認める者と

ということですが、地域協議会の委員は非常勤の特別職という位置づけになるものでございます。それで、人数は15人以内、委員の任期は2年以内とする。特例法上は4年以内となっておりますが、2年ということで協議したものでございます。

この地域協議会の権限でございますが、地域自治区に関わる重要な事項について、市長から諮問を受けたものに対して取りまとめて答申する、あるいは意見具申をするということで、地域にとって重要なものについては、この協議会の場で話し合っ、市長に意見具申、あるいは区長に意見具申するというような役割があるところでございます。

8番目、地域協議会の会長及び副会長ということでございますが、これも特例法上、必ず置くとなっておりますので、会長、副会長を1人置くということ、それから、(2)では、委員の互選によって定める。それで、会長は、協議会の会議の議長となることとしております。それから、(5)の解任の規定もありますが、特例法上、定めなければならないので、協議会で協議して決定するというようなことで謳ったものでございます。

9番目の地域協議会の所掌事項ということで、特例法上の規定があるわけですが、その中で、市町村の施策に関する重要な事項についても協議で決めなければならないということで、ここで謳いました。アとして、新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項。イ、市の基本構想及び各種地域計画の策定等に関する事項。総合計画に係ることですね。それから、ウとして、玉山村の地域の公の施設の設置とか廃止、あるいは管理運営についても、この地域協議会の場で話し合っていくというようなこと。そういったものを謳っております。

10番目、地域協議会の会議ということで、会議は、会長が招集するという規定です。それから、(5)で、会議は、公開とする。

11番目、この協議会の庶務については、先ほど申しました玉山総合事務所が処理する。

12番目の委任ですが、この自治区の組織とか運営に関しては、市長が定めるということとしており、まず協議書では基本的な方向を決めようという考え方でございます。

次に、8ページ目をお願いいたします。

この地域自治制度の関係でございますけれども、これにつきましては、基本的な考え方として、合併によって行政区域が広がることで、住民の声が届きにくくなるのではという懸念から、住民の方々の意向を反映させながら地域の行政を推進する仕組みが必要だということで、任意協議会でも話されておりますが、そういった方向で今回、協議書という形でまとめたものでございます。

この関係法令でございますが、「市町村の合併の特例に関する法律」の第5条の5、地域自治区の設置手続の特例ということで、ここに、地方自治法第202条の4から8までの規定により条例で定められている事項については、合併市町村の協議によって定めるんだと規定されておりますので、そういうことで、今回、この協議書を作成したものでございます。

それから、9ページでございますが、合併特例制度としての地域自治区組織のイメージというものでございます。

事務所の長というもの、事務吏員になるわけですが、今回は、この長にかえて特別職の区長を置く。区長の役割は、市長の権限に属する事務の一部を補助執行するとか、事務所の事務全般を統括するというところでございます。そういうことで、この総合事務所は総合支所機能、事務局機能を持っていると考えるというイメージでございます。

それから、地域協議会の方でございますけれども、委員は非常勤の特別職という位置づけでございます。ここに「15人以内、任期2年」となっております。

それから、地域協議会は、附属機関の位置づけで、意見具申権があります。

それから、10ページになりますと、先ほどご説明した自治区の協議書に盛り込む内容について、一応ほかの例も比較しながらまとめたというものでございますので、これは後ほどお目通しいただければと思います。

ただ、一番最後の18ページになるんですが、住居表示です。これは特に協議書に盛り込む内容ではございませんが、特例法の規定により自治区の名称はその住所に盛り込むという規定になっております。そういうことで、「玉山区」という自治区の名称を盛り込みますと、現在の玉山村役場の住所は、玉山村大字渋民字泉田77番地1ですけれども、これが合併後は、玉山区という自治区の名前が入りまして「盛岡市玉山区渋民字泉田77番地1」といった表示になるものでございます。

以上の内容でご提案申し上げるものでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

谷藤会長 ただいまの説明に対しまして、質問、ご意見がございますればいただきたいと思っております。

いずれ10年間ということで住民の皆様方のお声ができるだけ届きやすい形、反映しやすい形ということで設けさせていただくものでございます。

特にございませんか。



(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、協議第63号の地域自治制度につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第64号 事務組織及び機構の取扱いについて、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、お手元の資料19ページをお願いいたします。

協議第64号でございます。事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

1、新市の組織・機構については、次の事項に基づき整備する。

(1) 住民サービスの低下を招かないよう十分配慮した組織・機構とする。

(2) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構とする。

(3) 地方分権や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とする。

(4) 簡素で効率的な組織・機構とするため、住民生活に直接影響を与えない管理部門及び事務事業の遂行上より効果的に進めることが可能と判断される部門については、合併時に統合するとともに、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮のうえ段階的に再編、見直しを図る。

2、玉山総合事務所の組織・機構については、次の事項に基づき整備する。

(1) 住民生活に密着した窓口業務の執行並びに地域振興策及びコミュニティ施策を推進する組織・機構とする。

(2) 巻堀出張所、玉山出張所及び藪川出張所は、出張所として存続させる。

3、附属機関については、次の事項に基づき整備する。

(1) 市村に置かれている附属機関等は、原則として統合する。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し、整備する。

(2) 委員構成については、両市村の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。

という内容でのご提案でございます。

それでは、20ページの資料をごらんいただきたいと思います。

ここでは、盛岡市、玉山村の現在の組織機構を挙げているものでございまして、盛岡

市、市長部局には市長、助役、収入役、内部部局として12の部、室、局がございまして、その下に58の課等がございまして。外部部局は、水道事務管理者とか、議会、教育委員会、選挙管理委員会等々ございまして。それから、玉山村は、7課1室体制、そして水道事業所という状況でございまして、両市村とも、事務事業とか行財政の規模に見合うような組織、定員に向け適正な管理ですとか見直しに努めているというような状況でございまして。盛岡市につきましては、平成17年度から新しい総合計画を策定するわけでございまして、それに合った組織・機構にするというような形で、現在見直しがされております。

それから、21ページでございまして、附属機関という内容でございまして。

これにつきましては、中にずっとあるわけですが、数からいいますと、盛岡市59、玉山村の方は32という附属機関がございまして。それで、調整方向は、両市村ともに置かれている附属機関は、原則として統合するという方向でございまして、委員構成につきましては、市村の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるという方向で、具体的には合併するまでの間に協議されるという方向でございまして。

以上のような内容でご提案申し上げるものでございまして、どうぞよろしく願いいたします。

谷藤会長 ただいまの説明に対しまして、質問、ご意見がございましていただきたいと思います。

まだこれから協議していく部分もございましてけれども、一応こういう形で進んでいくという状況でございまして。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にご意見もないようでございまして、それでは、協議第64号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

以上で本日予定しておりました協議事項の協議は終了いたしました。ここで追加提案として、本日、「議員の定数等の取扱い」の調整方向について承認をいただきましたが、この調整方向に沿った財政計画とするためには、先ほどご協議いただきました財政計画の一部修正が必要となります。そのため、ここで追加議案として、財政計画部分の修正案を提案させていただきたいと存じます。

事務局から説明願います。

今、資料をお配りいたします。

(資料配付)

泉山事務局長 それでは、協議第65号 新市建設計画の財政計画の修正についてでございます。

先ほど、協議第60号で新市建設計画の全体をご了解いただきまして、県に事前協議することといたしたところでございますが、その後の協議第62号 議員の定数及び任期の取扱いについてをご決定いただいたことによりまして、財政計画を修正する必要がございますので、ご提案申し上げるものでございます。

内訳で見ていただきたいと思っておりますので、67ページをお開きいただきたいと思っております。

財政計画の考え方といたしましては、歳入につきましてははかたく、歳出につきましては多い方で見積もるという考え方のもとに進めてまいりましたので、この67ページの2、歳出の人件費でございますが、この人件費、議員の報酬のほかに、一般職員、特別職等々の人件費も入っておりますが、このところにつきましては、議員の部につきましては在任特例で、それから市の報酬額で見ている。それから、さらには一般選挙の定数を上限の46人で先ほどの財政計画では見積もったところでございます。今回のご決定によりまして修正が生じたということで、具体的に申し上げますと、67ページの3つ目の表の合併効果でございますが、この合併効果の義務的経費の次に人件費がございます。平成18年度で 1億8,300万円ということで、ここにつきましては、一般職、特別職等の削減も入っておりますので、この平成18年から27年の合計で人件費が 9億6,600万円となっております。先ほどの財政計画では 4億3,000万円と記載してございましたので、差し引き 5億3,600万円、いわゆる5億3,600万円分削減額がふえたということでございます。

同じく、平成18年から32年の15年間におきましては、先ほどの計画では 16億600万円となっておりますので、今回が 22億7,900万円ということで、差し引きしますと 6億7,300万円削減額がふえたということになります。

この人件費のところの変更になりますし、あわせまして歳入のその他のところで、年度間によりまして財源不足等の関係もありまして繰入金というものを予定しておりましたが、その繰入金の額が減っております。それから、歳出のその他のところにも積立金というものがございますが、今、人件費の削減効果が出ましたことによりまして、その積立金がふえるということの、この3カ所の修正ということになります。いずれ起因するの

は、この人件費のところの削減分ということでございますので、先ほどお認めいただきました新市建設計画の財政計画のところを、今回提案いたしますこの65から67ページという形で修正させていただきたいということでございます。

以上でございます。

谷藤会長 ただいま数値の提案で修正案が出されたわけでございますが、この件につきまして、皆様方からご質問、ご意見がございますればいただきたいと思っております。

先ほどのお認めいただいた協議第62号の部分に関連いたしまして、人件費の合併に伴います削減効果という部分が出てきまして、そのことでございます。特にございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、ただいまの案件につきましては、ご異議なしということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認させていただきます。

## (2) その他

谷藤会長 それでは、その他、事務局で何かありますか。

藤原事務局次長 その他ということでございますが、事務局からご説明させていただきます。前回、玉山村の委員さんから、協議項目の中の商工観光事業の関係で、玉山村のイベントで入っていないものがあるというご指摘がございまして、玉山村の方の事務局と協議しまして、外山節全国大会、啄木祭、啄木の里ふれあいマラソン、玉山村夏まつり、このイベントを資料に盛り込むということになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

谷藤会長 ただいま、前回、従来から行われていた玉山村のイベント関係で記載されていない部分があるというご指摘もいただきましたので、その辺を加えさせていただくことにさせていただきたいと思っております。

そういう方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、特になければ、この辺で本日の会議を閉じさせていただきたいと思っております。

が、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、以上をもちまして第5回盛岡市・玉山村合併協議会のすべてを終了いたします。ありがとうございました。

#### 4 閉 会

司会 本日は大変お忙しい中、ご出席の上、長時間にわたりましてご審議いただきましてまことにありがとうございました。これで閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 3時50分